

# 埼玉県高等学校教育課程編成要領

教育課程一般編

平成31年4月

埼玉県教育委員会

# 埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編目次

第1章	高等学校教育の基本と教育課程の役割	1
第1	教育課程編成の原則	
1	教育課程編成の主体	
2	教育課程の編成の原則	
第2	生きる力を育む教育活動	
第3	育成を目指す資質・能力	
1	知識及び技能が習得されるようにすること	
2	思考力、判断力、表現力を育成すること	
3	学びに向かう力、人間性等を涵養すること	
第4	就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導	
第5	カリキュラム・マネジメントの充実	
第2章	教育課程の編成	2
第1	各学校の教育目標と教育課程の編成	
第2	教科等横断的な視点に立った資質・能力	
1	学習の基盤となる資質・能力	
2	現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力	
第3	教育課程の編成における共通的事項	
1	各教科・科目及び単位数等	
(1)	卒業までに履修させる単位数等	
(2)	各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数	
(3)	主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数	
(4)	学校設定科目	
(5)	学校設定教科	
2	各教科・科目の履修等	
(1)	各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間	
(2)	専門学科における各教科・科目の履修	
(3)	総合学科における各教科・科目の履修	
3	各教科・科目等の授業時数等	
(1)	全日制の課程における年間授業週数	
(2)	全日制の課程における週当たりの授業時数	
(3)	定時制の課程における週当たりの授業時数等	
(4)	ホームルーム活動の授業時数	
(5)	生徒会活動及び学校行事の授業時数	
(6)	定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例	
(7)	授業の1単位時間	
(8)	短い時間を活用して行う指導	
(9)	総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替	
(10)	「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替	
(11)	年間授業日数	
第4	単位の修得及び卒業の認定	
1	各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定	
2	卒業までに修得させる単位数	
3	各学年の課程の修了の認定	
4	学校外における学修等の単位認定	
(1)	海外留学に係る単位認定	

- (2) 学校外における学修の単位認定
- (3) 高等学校卒業程度認定試験等の合格科目に係る学修の単位認定
- (4) 職業に関する各教科・科目の単位認定の特例

第3章	教育課程編成上の配慮すべき事項	10
第1	選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成	
1	多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修	
2	教育課程の類型・コースと各教科・科目の履修	
第2	各教科・科目等の内容の取扱い	
1	学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項	
2	各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序	
3	各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学習活動の学期ごとの分割指導 についての配慮事項	
4	学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項	
第3	指導計画の作成に当たって配慮すべき事項	
1	資質・能力を育む効果的な指導	
2	各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導	
第4	キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項	
1	就業体験活動の機会の確保	
2	普通科における職業科目の履修	
3	職業学科における配慮事項	
(1)	実験・実習に相当する授業時数の確保	
(2)	生徒の実態に応じた配慮	
4	職業科目についての配慮事項	
(1)	就業体験活動による実習の代替	
(2)	ホームプロジェクト，学校家庭クラブ，学校農業科目等	
(3)	定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替	
第5	学校段階等間の接続	
1	中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程	
2	義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫	
3	高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫	
第4章	教育課程実施上の配慮すべき事項	13
第1	教育課程の実施と学習評価	
1	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	
(1)	言語環境の整備と言語活動の充実	
(2)	コンピュータ等や教材・教具の活用	
(3)	見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動	
(4)	体験活動	
(5)	学校図書館，地域の公共施設の利活用	
2	学習評価の充実	
(1)	指導の評価と改善	
(2)	学習評価に関する工夫	
第2	生徒の発達の支援	
1	生徒の発達を支える指導の充実	
(1)	ホームルーム経営，生徒の発達の支援	
(2)	生徒指導の充実	
(3)	キャリア教育の充実	

	(4) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応，現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成	
	(5) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実	
	(6) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項	
	2 特別な配慮を必要とする生徒への指導	
	(1) 障害のある生徒などへの指導	
	(2) 通級による指導を行い，特別の教育課程を編成した場合の配慮事項	
	(3) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導	
	(4) 不登校生徒への配慮	
第3章	学校運営上の留意事項	
	1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等	
	(1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け	
	(2) 各分野における学校の全体計画等との関連付け	
	(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連	
	2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携	
第4章	道徳教育に関する配慮事項	
	1 道徳教育の指導体制と全体計画	
	2 道徳教育推進上の留意事項	
第5章	通信制の課程における教育課程の特例……………17	
第1節	添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準	
	1 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数	
	2 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数	
	3 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数	
	4 添削指導及びその評価	
	5 面接指導及びその評価	
第2節	理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等	
第3節	面接指導の授業の1単位時間	
第4節	特別活動の指導時間数	
第5節	就業体験活動，ホームプロジェクトなどについて	
資料	埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会報告……………19	

# 第1章 高等学校教育の基本と教育課程の役割

## 第1 教育課程編成の原則

### 1 教育課程の編成の主体

学校の教育課程は、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性を持った教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

### 2 教育課程の編成の原則

- (1) 日本国憲法、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに高等学校学習指導要領及び埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編の示すところに従うこと
- (2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと
- (3) 生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮すること
- (4) 課程や学科の特色を十分考慮すること
- (5) 学校や地域の実態を十分考慮すること

## 第2 生きる力を育む教育活動

学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて、創意工夫を生かした特色ある教育活動の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが重要である。

## 第3 育成を目指す資質・能力

上記「第2」で掲げる「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導において、生徒の発達段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げる資質・能力を偏りなく実現できるよう教育活動の充実を図ること。

### 1 知識及び技能が習得されるようにすること

知識については、生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科・科目等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにして

いくことが重要となる。

### 2 思考力、判断力、表現力等を育成すること

教育課程においては、「思考力、判断力、表現力等」が、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、それぞれの過程について、例えば言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要となる。

### 3 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要である。

## 第4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

体験的な学習の指導がより具体性を持って、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれにおいて更に充実するよう、「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」を進めるものとする。体験的な学習は、高等学校段階の生徒にとって、自分と社会の関わりに対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

就業やボランティアに関わる体験的な学習活動は、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。

また、就業やボランティアに関わる体験的な学習の教育効果を高めるためには、そのねらいを明確にすることが重要である。

## 第5 カリキュラム・マネジメントの充実

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、

学校評価との関連を踏まえながら、教育活動の質の向上につなげていくことである。具体的には、生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことである。

各学校においては、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

## 第2章 教育課程の編成

### 第1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、高等学校学習指導要領第4章第2の1款1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

### 第2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

#### 1 学習の基盤となる資質・能力

各学校においては、生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

#### 2 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成

各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

### 第3 教育課程の編成における共通的事項

#### 1 各教科・科目及び単位数等

##### (1) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は74単位以上とする。

##### (2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、高等学校学習指導要領第1章第2款3によって定める各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。

（「各学科に共通する各教科・科目」は、以下「共通教科・科目」という。）

教科等	科 目	標準単位数
国 語	現代の国語	2
	言語文化	2
	論理国語	4
	文学国語	4
	国語表現	4
	古典探究	4
地理歴史	地理総合	2
	地理探究	3
	歴史総合	2
	日本史探究	3
	世界史探究	3

公 民	公共	2
	倫理	2
	政治・経済	2
数 学	数学Ⅰ	3
	数学Ⅱ	4
	数学Ⅲ	3
	数学A	2
	数学B	2
	数学C	2
理 科	科学と人間生活	2
	物理基礎	2
	物理	4
	化学基礎	2
	化学	4
	生物基礎	2
	生物	4
	地学基礎	2
地学	4	
保健体育	体育	7～8
	保健	2
芸 術	音楽Ⅰ	2
	音楽Ⅱ	2
	音楽Ⅲ	2
	美術Ⅰ	2
	美術Ⅱ	2
	美術Ⅲ	2
	工芸Ⅰ	2
	工芸Ⅱ	2
	工芸Ⅲ	2
	書道Ⅰ	2
	書道Ⅱ	2
	書道Ⅲ	2
	外 国 語	英語コミュニケーションⅠ
英語コミュニケーションⅡ		4
英語コミュニケーションⅢ		4
論理・表現Ⅰ		2
論理・表現Ⅱ		2
論理・表現Ⅲ		2
家庭		2
家庭	家庭基礎	2
	家庭総合	4
情 報	情報Ⅰ	2
	情報Ⅱ	2

理 数	理数探究基礎	1
	理数探究	2～5
総合的な探究の時間		3～6

なお、各教科・科目における標準単位数より増加又は減少して配当することについては、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の別の定めによるものとする。

### (3) 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数

主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目（以下「専門教科・科目」という。）及び標準単位数は次の表のとおりとする。各学校においては、この表を踏まえ、主として専門教科・科目及びその単位数を適切に定めるものとする。

#### 農業

科 目	標準単位数
農業と環境	2～6
課題研究	3～6
総合実習	2～8
農業と情報	2～6
作物	2～8
野菜	2～8
果樹	2～8
草花	2～8
畜産	2～10
栽培と環境	2～6
飼育と環境	2～6
農業経営	2～6
農業機械	2～6
植物バイオテクノロジー	2～6
食品製造	2～8
食品化学	2～8
食品微生物	2～6
食品流通	2～6
森林科学	2～8
森林経営	2～8
林産物利用	2～8
農業土木設計	2～8
農業土木施工	2～6
水循環	2～6
造園計画	2～8
造園施工管理	2～6
造園植栽	2～6

測量	2～8
生物活用	2～6
地域資源活用	2～8

工業

科 目	標準単位数
工業技術基礎	2～4
課題研究	2～4
実習	2～12
製図	2～8
工業情報数理	2～4
工業材料技術	2～4
工業技術英語	2～4
工業管理技術	2～8
工業環境技術	2～4
機械工作	2～8
機械設計	2～8
原動機	2～4
電子機械	2～8
生産技術	2～6
自動車工学	2～8
自動車整備	2～8
船舶工学	2～18
電気回路	2～6
電気機器	2～6
電力技術	2～6
電子技術	2～6
電子回路	2～6
電子計測制御	2～6
通信技術	2～6
プログラミング技術	2～8
ハードウェア技術	2～8
ソフトウェア技術	2～8
コンピュータシステム技術	2～8
建築構造	2～6
建築計画	2～8
建築構造設計	2～8
建築施工	2～6
建築法規	2～4
設備計画	2～6
空気調和設備	2～8
衛生・防災設備	2～8
測量	2～6
土木基盤力学	2～6

土木構造設計	2～8
土木施工	2～6
社会基盤工学	2～4
工業化学	2～8
化学工学	2～6
地球環境化学	2～6
材料製造技術	2～6
材料工学	2～6
材料加工	2～6
セラミック化学	2～6
セラミック技術	2～6
セラミック工業	2～6
繊維製品	2～6
繊維・染色技術	2～6
染織デザイン	2～6
インテリア計画	2～6
インテリア装備	2～6
インテリアエレメント生産	2～6
デザイン実践	2～4
デザイン材料	2～4
デザイン史	2～4

商業

科 目	標準単位数
ビジネス基礎	2～4
課題研究	2～4
総合実践	2～4
ビジネス・コミュニケーション	2～4
マーケティング	2～4
商品開発と流通	2～4
観光ビジネス	2～4
ビジネス・マネジメント	2～4
グローバル経済	2～4
ビジネス法規	2～4
簿記	2～4
財務会計Ⅰ	2～4
財務会計Ⅱ	2～4
原価計算	2～4
管理会計	2～4
情報処理	2～4
ソフトウェア活用	2～4
プログラミング	2～4
ネットワーク活用	2～4
ネットワーク管理	2～4



### 家庭

科 目	標準単位数
生活産業基礎	2
課題研究	2～4
生活産業情報	2～4
消費生活	2～4
保育基礎	2～6
保育実践	2～8
生活と福祉	2～4
住生活デザイン	2～6
服飾文化	2～4
ファッション造形基礎	2～6
ファッション造形	4～10
ファッションデザイン	8～14
服飾手芸	2～4
フードデザイン	2～6
食文化	1～2
調理	14
栄養	3
食品	2
食品衛生	5
公衆衛生	3
総合調理実習	3

### 看護

科 目	標準単位数
基礎看護	6～11
人体の構造と機能	3～7
疾病の成り立ちと回復の促進	4～8
健康支援と社会保障制度	2～7
成人看護	2～6
老年看護	2～4
小児看護	2～4
母性看護	2～4
精神看護	2～4
在宅看護	2～4
看護の統合と実践	2～4
看護臨地実習	10～21
看護情報	2～4

※5年一貫校における標準単位数は、別途定める。

### 情報

科 目	標準単位数
情報産業と社会	2～4
課題研究	2～6
情報の表現と管理	2～4
情報テクノロジー	2～4
情報セキュリティー	2～6
情報システムのプログラミング	2～6
ネットワークシステム	2～4
データベース	2～6
情報デザイン	2～6
コンテンツの制作と発信	2～6
メディアとサービス	2～4
情報実習	4～8

### 福祉

科 目	標準単位数
社会福祉基礎	2～6
介護福祉基礎	2～6
コミュニケーション技術	2～4
生活支援技術	4～12
介護過程	2～6
介護総合演習	2～6
介護実習	4～16
こころとからだの理解	2～12
福祉情報	2～4

### 理数

科 目	標準単位数
理数数学Ⅰ	5～7
理数数学Ⅱ	7～9
理数数学特論	4～6
理数物理	6～8
理数化学	6～8
理数生物	6～8
理数地学	6～8

### 体育

科 目	標準単位数
スポーツ概論	3～6
スポーツⅠ	2～12
スポーツⅡ	2～12
スポーツⅢ	2～12
スポーツⅣ	2～12

スポーツⅤ	3～6
スポーツⅥ	3～6
スポーツ総合演習	3～6

#### 音楽

科 目	標準単位数
音楽理論	3～6
音楽史	2～6
演奏研究	2～6
ソルフェージュ	3～9
声楽	3～12
器楽	3～15
作曲	2～6
鑑賞研究	2～6

#### 美術

科 目	標準単位数
美術概論	2～4
美術史	2～6
鑑賞研究	2～8
素描	2～10
構成	2～8
絵画	2～10
版画	2～8
彫刻	2～10
ビジュアルデザイン	2～10
クラフトデザイン	2～10
情報メディアデザイン	2～8
映像表現	2～8
環境造形	2～8

#### 英語

科 目	標準単位数
総合英語Ⅰ	3～6
総合英語Ⅱ	3～6
総合英語Ⅲ	3～6
ディベート・ディスカッションⅠ	2～4
ディベート・ディスカッションⅡ	2～4
エッセイライティングⅠ	2～4
エッセイライティングⅡ	2～4

#### (4) 学校設定科目

各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、高等学校学習指導要領第1章第2款3に示された教科について、これらに属する科目以外の科目（以

下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

#### (5) 学校設定教科

各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、高等学校学習指導要領第1章第2款3に示された教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

また、学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。その際、この科目の目標、内容、単位数等を各学校で定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就職体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通じて、次の事項に関して指導することに配慮する。

- 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

#### 2 各教科・科目の履修等

##### (1) 各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な探究の時間

ア 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、編成要領第2章第3「1 各教科・科目及び単位数等」(2)に示された標準単位数の下限を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

なお、標準単位数の変更については、教育長の別の定めによるものとする。

- (フ) 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
- (ク) 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
- (ケ) 公民のうち「公共」
- (コ) 数学のうち「数学Ⅰ」
- (カ) 理科のうち「科学と人間生活」，「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- (キ) 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- (ク) 芸術のうち「音楽Ⅰ」，「美術Ⅰ」，「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- (ケ) 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は，学校設定科目として設ける1科目とし，その標準単位数は3単位とする。）
- (カ) 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
- (コ) 情報のうち「情報Ⅰ」

イ 総合的な探究の時間については，全ての生徒に履修させるものとし，その単位数は，標準単位数の下限を下らないものとする。ただし，特に必要がある場合には，その単位数を2単位とすることができる。

ウ 外国の高等学校に留学していた生徒について，外国の高等学校における履修により，必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては，外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

## (2) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については，上記(1)のほか，高等学校学習指導要領第1章第2款3によるものとする。

ただし，「専門教科・科目の履修によって，上記(1)の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目の履修をもって，必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること」については，事前に埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議するものとする。

## (3) 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については，上記(1)ほか高等学校学習指導要領第1章第2款3によるものとする。

ただし，総合選択科目群の設定については，事前に県教育委員会と協議するものとする。

## 3 各教科・科目等の授業時数等

### (1) 全日制の課程における年間授業週数

学校においては，教育課程の編成に当たって，各教科・科目，総合的な探究の時間並びにホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要がある。このうち全日制の課程においては，各教科・科目及びホームルーム活動の授業は，年間35週行うことを標準とする。

なお，総合的な探究の時間の授業時数の配当については，年間35週行うことは標準とはされていないため，生徒や学校の実態に応じて，適切に配当することが求められる。

### (2) 全日制の課程における週当たり授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数については，従前と同様，30単位時間を標準とすることとしている。

各学校や生徒の実態等に応じて，各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは，30単位時間を超えて授業を行うことが可能である。

### (3) 定時制の課程における週当たり授業時数等

定時制の課程にあつては，授業の週数・日数や時数の取扱いについて，生徒の勤労や生活の状況などに即応し，負担過重になることを避け，実際の効果を上げるような適切な配慮が必要である。定時制の課程における授業日数の季節的配分や週当たり又は1日当たりの授業時数については，生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して，適切に配当するものとする。

なお，各学校においては，授業時数等を定める際，定時制・通信制の課程における修業年限を3年とすることもできることなどについて，十分配慮することが必要である。

### (4) ホームルーム活動の授業時数

#### ア 特別活動の履修

特別活動は，ホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事から構成されている。特別活動の履修については，その性格上，各教科・科目や総合的な探究の時間の場合と異なり，単位による計算は行わない。しかし，特にホームルーム活動については，履修すべき単位時間数を定めている。

なお，特別活動については，その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件となっているが，単位の修得の認定は行われない。

## イ ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、よりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等学校における道徳教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たすこと、更には、学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすことから、その授業は、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科・科目と同様に、弾力的な運用ができることとしているが、年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

### (5) 生徒会活動及び学校行事の授業時数

生徒会活動及び学校行事の実施については、活動ごとに時期を考慮し、課程や学科の特色、学校や地域の実態を生かした実施が望ましい。学校の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきである。

### (6) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例

定時制の課程について、生徒の勤務の実態、勤労状況、交通事情などの事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減ずることができる。又は、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。

定時制の課程においては、ホームルーム活動の授業時数を原則として年間35単位時間以上としている趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、適切なホームルーム活動の授業時数を定める必要がある。

特別活動の各活動については第5章特別活動第2において取り組むべき内容を具体的に明示しているが、定時制においてこれらの活動の全てを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするができる。

なお、通信制の課程における特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとしている。また、通信制の課程においても、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。

### (7) 授業の1単位時間

授業の1単位時間については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算すること

を標準として、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。このため、各教科・科目等の授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めるものとする。

### (8) 短い時間を活用して行う指導

各教科・科目等の特質に応じ、生徒の発達の段階及び学習内容に応じて10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科・科目等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科・科目等の授業時数に含めることができる。

なお、各教科・科目等における短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点を整理すると、次のとおりである。

#### 【授業時間設定に際しての留意点】

- ・各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・授業のねらいを明確にして実施すること
- ・教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

### (9) 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替

総合的な探究の時間において、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。

このような場合、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとするとも考えられる。このため、総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替を認めている。

なお、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではなく、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもない。

### (10) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替

理数科に属する科目である「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な

探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではないことに留意が必要である。

#### (1) 年間授業日数

年間授業日数については、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則、埼玉県立高等学校通則で定められている。

なお、休業日の設定に当たっては、必要な授業時数の確保及び生徒への効果的な指導の実現の観点はもとより、生徒や学校、地域の実態を踏まえつつ、地域の年中行事その他の様々な学習や体験の機会の確保等に配慮することも大切である。

## 第4 単位の修得及び卒業の認定

### 1 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

各学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が目標に照らして満足できるものと認められる場合には、校長は単位の修得を認定しなければならない。

なお、各教科・科目及び総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって分割履修した場合には、各年次ごとに単位の修得を認定することを原則とする。

また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことができる。なお、その場合には、それぞれの学期ごとに単位認定に必要な授業時数が配分されるよう配慮するものとする。

### 2 卒業までに修得させる単位数

各学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目の修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

### 3 各学年の課程の修了の認定

各学校においては、単位制が併用されていることを踏まえ、履修と修得の差を設けるなど、各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮するものとする。

### 4 学校外における学修等の単位認定

#### (1) 海外留学に係る単位認定

留学を許可された者が、外国の高等学校において1学年相当以上履修した場合は、校長は、これを在籍する高等学校において履修したものとみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、年度の途中においても進級又は卒業を認めることができる。なお、細部については、別に教育長が定める。

#### (2) 学校外における学修の単位認定

各学校においては、学校間連携、大学、高等専門学校又は専修学校等における学修、技能審査の成果及びボランティア活動等の学校外の学修については、高等学校の教育内容として有益な学習であることや、認定単位数に相当する活動時間・活動実績が確保されていること等、活動内容が高等学校教育に相当する水準を有すると評価する場合、単位認定を行い、合わせて36単位までを卒業に必要な単位数に含めることができる。なお、細部については、別に教育長が定める。

#### (3) 高等学校卒業程度認定試験等の合格科目に係る学修の単位認定

生徒が在学中又は入学する前に、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目（旧大学入学資格検定により合格点を得た受験科目を含む。）に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

#### (4) 職業に関する各教科・科目の単位修得の特例

##### ア 就業体験活動による実習の代替

職業に関する各教科・科目については、第1章総則第2款の3（7）に示したとおり、あらかじめ計画された就業体験活動をもって、実習に替えることができる。

##### イ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程においては第1章総則第2款の3（7）に示したとおり、実務等による職業科目の履修の一部代替を行うことができる。なお、細部については、別に教育長が定める。

## 第3章 教育課程編成上配慮すべき事項

### 第1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

#### 1 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。

生徒の選択の幅を拡大する際には、適切なガイダンスを行うことに留意が必要である。

#### 2 教育課程の類型・コースと各教科・科目の履修

生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型・コースを設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられるが、類型・コースにおける各教科・科目の配列に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要である。当該コースに関する各教科・科目の履修単位数は、卒業までに原則として20～25単位程度とし、第1学年から履修させるものとする。

なお、類型・コースの設置に当たっては、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けることが望ましい。

### 第2 各教科・科目等の内容の取扱い

#### 1 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項

各教科・科目及び特別活動の指導に当たり、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができる。全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可

能である。

学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、更に知識及び技能を深めたり高めたりするとともに、思考力、判断力、表現力等を豊かにしたり、学びに向かう力、人間性等を涵養したりすることが期待される。

その際、学習指導要領に示した各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。更に、これらの指導によって、生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

#### 2 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

#### 3 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項

各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。

なお、科目の分割指導を行う場合、単位の修得についても分割して認定する場合には、1科目のある部分のみ単位の修得が認定され、他の部分については認定されないということがある。

#### 4 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項

各教科・科目の内容に関する事項については、学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

また、その場合にあっても無制限の内容省略を認めるものではなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。

### 第3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

指導計画は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

各学校においては、学習指導要領の第1章総則及び第2章以下の各章に示されている指導計画作成上の配慮事項などに十分配慮し、生徒の特性、課程や学科の特色、学校や地域の実態等を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

なお、指導計画の作成に当たっては以下の事項に配慮しなければならない。

#### 1 資質・能力を育む効果的な指導

各学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが必要である。また、各教科・科目等の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸ばしたり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画を作成することが必要である。

#### 2 各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導

指導計画は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの目標が達成されるように作成されるものであるが、これらの全ての教育活動の成果が統合されて、初めて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要がある。

### 第4 キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

#### 1 就業体験活動の機会の確保

各学校では、就業に関わる体験的な学習の指導を適切に行うとともに、キャリア教育を推進するため、普通科を含めてどの学科においても、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮して、生徒が関係の各教科・科目、特別活動又は総合的な探究の時間において、産

業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験を行う。

また、地域や産業界等の協力を積極的に得られるように配慮する。

#### 2 普通科における職業教育の配慮事項

普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

特に、職業準備として履修させる場合には、入学年次やその次の年次から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要である。

なお、その場合、指導教員や施設・設備等についても十分に配慮するものとする。

#### 3 職業学科における配慮事項

##### (1) 実験・実習に配当する授業時数の確保

職業に関する各教科・科目については、実験・実習をはじめとする実際の・体験的な学習を一層重視し、これに配当する授業時数を十分確保するようにする。

商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することに配慮する。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する。

##### (2) 生徒の実態に応じた配慮

生徒の各教科・科目の履修を容易にするため、①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが必要である。

職業に関する教科に属する科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に選択して履修させることが大切である。そのため、特に1～2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。

更に、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

#### 4 職業科目についての留意点

##### (1) 就業体験活動による実習の代替

職業に関する各教科・科目については就業体験活動をもって実習に替えることができる。

なお、この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画される必要がある。

##### (2) ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ等

家庭及び農業に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブ等の活動を活用して学習の効果を上げることが望ましい。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

##### (3) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、その各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもって、その各教科・科目の履修の一部に替えることができる。

## 第5 学校段階等間の接続

### 1 中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められている。

また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選

択・判断する力を求めるものである。高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

### 2 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

高等学校を卒業するまでに全ての生徒が必修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮をするものとする。

そのために考えられる具体的な工夫をアからウに例示する。

ア 高等学校における各教科・科目の指導にあたり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設ける。

イ 必修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容の確実な習得を図ることができるよう丁寧な指導を行う。

ウ 必修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させる。

### 3 高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫

高等学校卒業後、どのような進路に進むにしても、高等学校教育に求められるのは、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識・技能などを自ら身に付けていくことができるようにすることである。

高等学校教育には、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう、教育課程の改善・充実を図っていくことが求められる。



## 第4章 教育課程実施上の配慮すべき事項

### 第1 教育課程の実施と学習評価

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするためには、埼玉県におけるこれまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善に取り組むことが大切である。特に、本県で平成22年から取り組んでいる協調学習は、「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で有効な「学び」の一つである。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に当たっては、(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

#### (1) 言語環境の整備と言語活動の充実

言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、高等学校学習指導要領第1章第3款(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

#### (2) コンピュータ等や教材・教具の活用

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

#### (3) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り

返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

#### (4) 体験活動

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

#### (5) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### 2 学習評価の充実

#### (1) 指導の評価と改善

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

#### (2) 学習評価に関する工夫

創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

### 第2 生徒の発達の支援

#### 1 生徒の発達を支える指導の充実

#### (1) ホームルーム経営、生徒の発達の支援

全ての生徒が学校やホームルームの生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるようにし、生徒一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、生徒の発達を支援、その資質・能力を高めていくことは重要である。そのために、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団

の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により生徒の発達を支援することが重要である。

## (2) 生徒指導の充実

生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならない。各学校においては、生徒指導が、一人一人の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

## (3) キャリア教育の充実

各学校においては、生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが必要である。キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動を要としながら、各教科・科目等における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要である。

生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要である。

## (4) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成

各学校においては、生徒が自己の特性等と将来の進路との関わりにおいて適切な各教科・科目を履修できるようにするとともに、類型が設けられている場合には、適切な類型を選択できるようにガイダンスの機能を充実させ指導・援助することが重要である。また、学校やホームルームの生活によりよく適応し、諸活動に主体的に取り組み、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮することが大切である。

## (5) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

個々の生徒のもつ能力を最大限まで発達させるた

めには、個々の生徒の特性等を的確に捉え、その伸長・発達のために、高等学校教育の全教育活動を通じて、適切な指導・援助を行う必要がある。指導方法については、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

また、その他にも、教材・教具の工夫や開発、コンピュータ等の教育機器の活用、指導の過程における形成的評価の工夫など生徒の実態や指導の場面に応じ、多方面にわたる対応が必要である。

## (6) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

各学校においては、学習の遅れがちな生徒の指導に当たり、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。また、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、例えば、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習の機会を適宜取り入れるなどの工夫も必要である。

## 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

### (1) 障害のある生徒などへの指導

障害のある生徒の指導に当たっては、個々の生徒の障害の種類や程度を、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ的確に把握し、生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障害等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導をすることが大切である。

### (2) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

障害のある生徒に対して、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第 129 条の規定により特別支援学校高等部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第 140 号各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多

動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

各学校において、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、単位を修得したことを認定しなければならない。通級による指導に係る単位を修得した時は、年間7単位を超えない範囲で修得した単位数を全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。この二つの計画の作成・活用システムの校内構築のためには、障害のある生徒などを担任する教師や特別支援コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必須となる。

### (3) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

帰国生徒や外国人生徒、外国とつながる生徒が、異文化での生活経験を通じて身に付けた見方や考え、感情や情緒、外国語の能力などの特性を本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮し、他の生徒においても、帰国生徒や外国人生徒、外国とつながる生徒と共に学ぶことを通じて、互いに長所や特性を認め、広い視野を持って異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮すること。

また、帰国生徒や外国人生徒、外国とつながる生徒の中には、日本語の習得に困難な場合がある。このため、生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ各教科等や日本語の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うこと。

### (4) 不登校生徒への配慮

不登校は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こりうることとして捉える必要がある。また、学校・家庭・社会が生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、不登校生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

## 第3 学校運営上の留意事項

### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

#### (1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

カリキュラム・マネジメントの実施については、本編成要領の第1章第5「カリキュラム・マネジメントの充実」に記載があるが、ここではその実施に当たっての留意事項について触れる。

カリキュラム・マネジメントは、「調和のとれた学校運営」（埼玉県立高等学校管理規則第9条）による校長の的確なリーダーシップの下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、本県「学校自己評価システム実施要領」を具体化した各学校の学校評価と関連付けて行うものである。

カリキュラム・マネジメントは、本編成要領の第1章第5において示すように、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。

カリキュラム・マネジメントの実施に当たっては、校長の的確なリーダーシップの下に、学校の教育目標や「目指す学校像」など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づいて、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。

各学校におけるカリキュラム・マネジメントは、学校評価の目的・意義や定義などとの整合性に配慮して、学校自己評価システムの実施要領等を踏まえて運用していくことが必要である。その上で、各学校で既に行われている幅広い取組を踏まえ、適切な教育課程を編成し、教育活動の質の向上を図っていくことが重要である。また、教育課程の編成に当たっては、各教科・科目の特質を生かし、各教科指導の専門性に配慮しながら教科等横断的な視点から組み立てること、家庭や地域社会との連携及び協働を深めることなどが学校評価懇話会等の学校自己評価システムにおいて既に取り組まれていることを踏まえた運用を行うことが重要となる。

補足

カリキュラム・マネジメントの3つの側面の捉え方

### 1 教科等横断的な視点での組み立てについて

学校自己評価における目指す学校像や重点目標等の内容を踏まえて「教科等横断的な」視点の組み立てを検討することができる。その際、「教科等横断的な」視点として例えば、修学旅行前の各教科の協力による事前学習指導、主権者教育の取組など特別活動との組合せ等も幅広くとらえることができる。

### 2 教育課程実施状況の評価と改善について

「教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていくこと」とは、既に各学校で行われている学校自己評価の目標設定から自己評価までの流れにおける評価運営委員会や職員会議、学校評価懇話会での意見交換等のPDCAサイクルで運用していくものとする。

### 3 人的又は物的な体制確保について

「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくこと」、「家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」とは、学校評議員などの学校評価懇話会での協力、PTAの活動、地域との交流等、既に行われている取組を位置付けることができる。

## (2) 各分野における学校の全体計画等との関連付け

各学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等には、生徒への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなる。そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、効果的な指導を実現することにつながる。

## (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、各学校で策定した活動方針に基づいて、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間

を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、学校医等の意見を聴取するなど、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

## 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

各学校は、その目的を達成するため、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭や地域社会との連携を深めた学校づくりを進めていく必要がある。そのため、教育活動の計画や実施の場面では、生徒にとって大切な学習の場である地域の人的・物的環境を一層活用していくことが必要である。また、地域に開かれた学校づくりを進めるためにも、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明し、理解や協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、学校の教育活動に生かしたりすることが大切である。

また、生徒の人間関係や経験を広げ、学校生活をより豊かにするために、高等学校間はもとより、幼稚園、小・中学校、特別支援学校及び大学等との連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設ける必要がある。

## 第4 道徳教育に関する配慮事項

### 1 道徳教育の指導体制と全体計画

高等学校における道徳教育は、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものである。また、学校の教育目標との関わりで、策定しなければならない。中学校までの道徳教育とのつながりを意識するとともに、各学校や生徒の実態を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を示すことが重要である。

そのため、各学校では道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備をする。

道徳教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心としての働きが求められるため、その役割を明確にしておく必要がある。

また、全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにする。

## 2 道徳教育推進上の留意事項

小・中学校の道徳教育の内容項目とのつながりを考慮し、自立心や自律性を高め、規律ある生活をするこゝと、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重す

ること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮する。

また、本県では平成22年度に道徳教育の一層の推進を図るため「人間としての在り方生き方教育」の推進方針を策定しており、各学校においては推進方針に則り、道徳教材を活用した学習を、年間を通じて合計5回以上実施するよう努める。

# 第5章 通信制の課程における教育課程の特例

## 第1 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	必要に応じて 2～3	必要に応じて 2～3

### 1 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数は、標準を示すものであるため、ある程度柔軟に具体的な回数、単位時間数を定めることができるが、添削指導、面接指導は通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)の中心であることから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

面接指導の授業の1単位時間については、各学校において適切に定めることとする。

### 2 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の設定に当たっては、専門教科・科目の標準単位数の設定が学科の特色、学校や地域の実態等によりその学校の設置者の定めるところとなっていることや、生徒の従事する職業における実務等をもって、職業科目の履修の一部に代替できることとされていることなどを十分配慮することが望ましい。

### 3 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき各教科・科目の必要に応じて1回以上及び1単位時間以上を確保した上で各学校が定める。

なお、その際には、当然ながら、当該学校設定教科及びそれに関する科目の目標等を踏まえて必要な回数及び単位時間数を設定する必要がある。

### 4 添削指導及びその評価

添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分である。添削指導は生徒の学習の状況を把握し、何が理解でき、何が理解できないか、生徒の基礎学力は十分かどうか、生徒の思考の方向性とつまづきを的確に捉え指導していくことが必要である。

### 5 面接指導及びその評価

面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めることが必要である。面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導したり、

それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導することが必要である。

## 第2 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等

総合的な探究の時間については、通信制の課程においても教育課程上必置であり、全ての生徒がその学習活動を行わなければならない。この総合的な探究の時間の標準単位数は、3～6単位である。

理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、1単位につき1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めることとしている。なお、その際には、当然ながら、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の目標等を踏まえて必要な回数及び単位時間数を設定する必要がある。

通信制の課程においては、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要である。

## 第3 面接指導の授業の1単位時間

通信制の課程における面接指導の1単位時間についても、各学校において適切に定めることとする。

ただし、この場合も、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保することが前提となることに留意する必要がある。各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準は1単位時間を50分として計算するものとされている。

## 第4 特別活動の指導時間数

通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、特別活動については、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導するものとする。

なお、通信制において、ホームルーム活動及び生徒会活動について、全てを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その内容の一部を行わないものとする。

ることができることとする。

## 第5 就業体験活動、ホームプロジェクトなどについて

通信制の課程では職業科目の履修について、就業体験活動やホームプロジェクト等により授業時数の一部の代替は認められない。

他方、定時制及び通信制の課程においては、職業（家事を含む。）に従事している生徒に対して、その実務等をもって職業科目の履修の一部に代替できることを定めている。

平成30年6月29日

埼玉県教育委員会教育長  
小松 弥生 様

### 埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程編成要領の改訂について（報告）

埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会委員長  
関根 郁夫

本検討委員会は、平成30年4月17日から標記のことについて検討してまいりましたが、下記のような結論を得ましたので、報告いたします。

#### 記

本県の高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における教育課程編成要領については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法に定める教育の目的と理念及び学校教育法に定める高等学校及び特別支援学校の目標や学校の目的に沿い、文部科学省が告示した学習指導要領に基づき、学校、幼児児童生徒及び地域の実態等に応じた教育課程が編成できるよう改訂することが重要である。

このため、本検討委員会は、次に示す1の「本県における学校教育の現状と課題」を踏まえ、2の「埼玉県高等学校，特別支援学校教育課程編成要領の改訂」に示す方向で進めることが望ましいと考えた。

#### 1 本県における学校教育の現状と課題

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す営みである。また、教育には、近年顕著となってきた情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を發揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。

このことから、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要であり、新高等学校学習指導要領及び新特別支援学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が実施される上で、この普遍的な理念を継承し、一層の推進を図ることが肝要である。本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱（平成27年12月策定）」、「埼玉県5か年計画（平成29年度から平成33年度まで）」、「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度から平成30年度まで）」において、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「埼玉県教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育

活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

変化の激しい社会を子供たちが主体的に生き抜いていくためには、一人一人が社会的に自立し、能力を発揮することがますます重要になる。そのため、一人一人に応じた教育を実施し、基礎的・基本的な知識や技能を着実に習得させるとともに、学んだ知識などを活用し問題解決するために必要な思考力、判断力、表現力と主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせなければならない。

高等学校では、知識構成型ジグソー法による「協調学習」の実践と研究に取り組むなど、子供たちが相互に学び合い、想像力を養い、自ら学ぼうとする意欲を高めるような「学びの改革」を推進している。

特別支援学校では、全国に先駆けて、障害のある子供とない子供が共に学ぶ「支援籍学習」の取組などを推進するとともに、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえ、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備を行うなど、教育環境の充実を図っている。

平成28年12月の中央教育審議会答申『『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題』について、現行の学習指導要領では、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新学習指導要領の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、教育においては、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」（流行）とともに、「時代を超えて価値のあるもの」（不易）があるということを忘れてはならない。学校現場では、これまでも知・徳・体のバランスを考え、他者との共生や他人への思いやり、寛容性、社会性や倫理観などをしっかりと育てており、いかに社会や時代が変化しようとも大切なことであるということを改めて強調しておきたい。

## 2 埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程編成要領の改訂

本県の教育課程編成要領の改訂に当たり、新学習指導要領の改訂の基本的な考え方を受け、本県の学校教育の現状を踏まえ、教育課程編成要領改訂の基本方針及び基本的な事項等を次のように定めた。

なお、特別支援学校幼稚部、小・中学部については、平成29年7月28日に報告した「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）」に準ずるものとする。

### (1) 基本方針

本県における学校教育の現状と課題を踏まえて、新学習指導要領の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。そのためには、従前と変わらない点、新たに加えられた点について明記するとともに、本県がこれまでに行ってきた施策等に触れながら、より新学習指導要領について理解を深められるように工夫することが求められる。

そして、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫することが重要である。

### (2) 基本的な事項

#### ア 2030年の社会と目指すべき人材



社会の変化は加速度的に進展してきている。中でも、進化した人工知能が様々な業務を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。

こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

特に、新教育課程編成要領は、2030年の社会の在り方を見据えながら、子供たちが活躍することができる将来像を考え、作成することも重要である。

このことに鑑み、よりよい学校教育をとおして、よりよい社会をつくっていく子供たちにこんな大人になってもらいたい、といった理想とする姿を描く必要がある。

## イ 埼玉教育の現状と課題

今後の埼玉教育を見通すに当たっては、これまで本県が取り組んできた教育行政施策などに対して、子供たちがどう変容したのか、また、どんな課題があるのかなどをきちんと整理しておく必要がある。

## ウ 学習指導要領改訂のポイント

新学習指導要領では、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などのキーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉教育の展望にも触れながらポイントを示す必要がある。

本県では、高等学校においては、知識構成型ジグソー法による「協調学習」を実践し、子供たち一人一人が潜在的に持っている「学ぶ力」を効果的に引き出すことに取り組んできた。特別支援学校においては、子供たち一人一人の自立と社会参加を目指し、職業教育や各教科等を合わせた指導など、個に応じた学びの充実に取り組んできた。

高等学校、特別支援学校においては、これまでの教育の蓄積を生かし、「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」などの視点をさらに進化させ、子供たちが社会の中で自分らしく生き生きと生活できる力を育むという観点で、学習の質の向上に向けて教員同士が学び合い、より一層授業改善の取組を活性化することを示す必要がある。

### (ア) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

#### ○「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書指導等の改善を引き出せるよう、全ての教科等を①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等 の3つの柱で再整理していることを明確に示す必要がある。

#### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、さらに民法が改正され、平成34年度から成人年齢も146年ぶりに引き下げられる。生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められている。そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につい

て改めて示す必要がある。

#### (イ) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科横断的な学習を充実する必要がある。また、主体的・対話的で深い学びの充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要である。

そのため、学校全体として教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することを示す必要がある。

#### (ウ) 教育内容に関する主な改善事項

- 言語能力の確実な育成
- 理数教育の充実
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実
- 外国語教育の充実
- 職業教育の充実
- 初等中等教育の一貫した学びの充実
- 主権者教育，消費者教育，防災・安全教育などの充実
- 情報教育（プログラミング教育を含む）の充実
- 子供たちの発達の支援（キャリア教育，障害に応じた指導，日本語の能力等に応じた指導，不登校等）
- 学校教育活動としての部活動
- 子供たち一人一人に応じた自立活動などの指導の充実
- 知的障害教育における教科別の指導や各教科等を合わせた指導の充実